

令和5年度

雪害予防計画実施要領



十日町市

目 次

令和5年度雪害予防計画実施要領

1	要領作成の趣旨	- 1 -
2	北陸地方3か月予報	- 1 -
3	防災体制	- 1 -
	(1) 平時における雪害対策室	- 1 -
	(2) 大雪警戒本部〈本部長 副市長〉	- 1 -
	(3) 豪雪対策本部〈本部長 市長〉	- 1 -
	(4) 豪雪災害対策本部の設置〈本部長 市長〉	- 2 -
4	情報の収集	- 2 -
5	応急救助	- 2 -
	(1) 災害救助法及び新潟県災害救助条例の適用	- 2 -
	(2) 十日町市災害救助条例の適用	- 4 -
6	冬期集落安全・安心確保対策事業	- 5 -
7	道路交通の確保	- 5 -
	(1) 除雪計画の概要	- 5 -
	(2) 除雪路線	- 5 -
	(3) 除雪実施要領	- 6 -
	(4) 市街地（人家連担地区）の除雪	- 7 -
	(5) 冬期間における一時的交通規制の実施	- 8 -
8	飯山線の運行	- 8 -
	(1) 除雪体制	- 8 -
	(2) 列車の運転規制	- 8 -
	(3) 雪害対策本部等の設置	- 8 -
9	ほくほく線の運行	- 9 -
	(1) 除雪体制	- 9 -
	(2) 運転規制	- 9 -
	(3) 雪害対策本部等の設置	- 9 -
10	バスの運行	- 10 -
11	なだれによる事故防止	- 10 -
	(1) なだれ発生危険箇所の監視・警戒	- 10 -
	(2) なだれ発生に伴う応急対策	- 10 -
12	電力の災害対策	- 10 -
	(1) 配電線路の災害対策	- 10 -
13	電話回線の災害対策	- 11 -
	(1) 災害復旧体制	- 11 -
	(2) 電話回線の復旧	- 11 -
14	食糧対策	- 11 -
15	燃料対策	- 11 -

16	衛生対策	- 12 -
	(1) 急患発生対策	- 12 -
	(2) 医薬品確保措置	- 12 -
	(3) ごみ処理対策	- 12 -
	(4) し尿処理対策	- 12 -
	(5) 水道の維持管理	- 12 -
17	公害対策	- 12 -
18	学校等（園児、児童、生徒等）の安全対策	- 12 -
	(1) 通学道路の確保	- 12 -
	(2) なだれ危険箇所の把握	- 13 -
	(3) 校舎等の落雪事故防止	- 13 -
	(4) 学校及び保育施設の給食物資等の確保	- 13 -
	(5) 雪害に対する予備知識	- 13 -
19	建物除雪	- 13 -
	(1) 公共建物	- 13 -
	(2) 学校及び保育施設	- 13 -
	(3) 一般建物	- 13 -
20	農道、苗代等の消雪・融雪	- 14 -
21	地すべり地域の警戒	- 14 -
22	地震対策	- 14 -

令和5年度 十日町市雪害予防計画実施要領

1 要領作成の趣旨

この実施要領は、十日町市地域防災計画に基づき、雪害により市民の生活が著しく阻害されることを防止するため、国・県の除雪対策機関等と密接な連携を図り、主として生活主要道及び物流の交通確保並びにその他の必要な雪害予防対策を実施することにより、雪害予防に万全を期するものとする。

2 北陸地方3か月予報

令和5年10月24日
新潟地方气象台 発表

<予想される向こう3か月の天候>

向こう3か月の出現の可能性が最も大きい天候と、特徴のある気温、降水量等は以下のとおりです。

冬型の気圧配置が弱く寒気の影響を受けにくいいため、向こう3か月の気温は高いでしょう。

11月 平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。

12月 冬型の気圧配置が弱いため、平年に比べ曇りや雨または雪の日が少ないでしょう。

1月 冬型の気圧配置が弱いため、平年に比べ曇りや雨または雪の日が少ないでしょう。

3 防災体制

(1) 平時における雪害対策室

平時における雪害対策室は、防災安全課、建設課（支所においては地域振興課、農林建設課）及び別に編成する特別班（支所においては必要に応じて設置）で構成する。

雪害対策室の設置は、毎年12月から雪害のおそれのなくなるまでの期間とする。

(2) 大雪警戒本部〈本部長 副市長〉

連続降雪により災害の発生が予想される場合は、「十日町市大雪警戒本部」を設置し、情報の収集、広報、危険箇所の点検等の警戒態勢の強化に努める。（別表14）

本部長は、災害の発生のおそれがほぼなくなったと認められるとき、又は豪雪対策本部が設置されたときは大雪警戒本部を解散する。

(3) 豪雪対策本部〈本部長 市長〉

豪雪災害が予想される場合は、「十日町市豪雪対策本部」を設置し、応急対策を実施する。

（別表14）

本部長は、応急対策が概ね終了し、災害の発生するおそれがほぼなくなったと認められると

き、又は豪雪災害対策本部が設置されたときは豪雪対策本部を解散する。

(4) 豪雪災害対策本部の設置〈本部長 市長〉

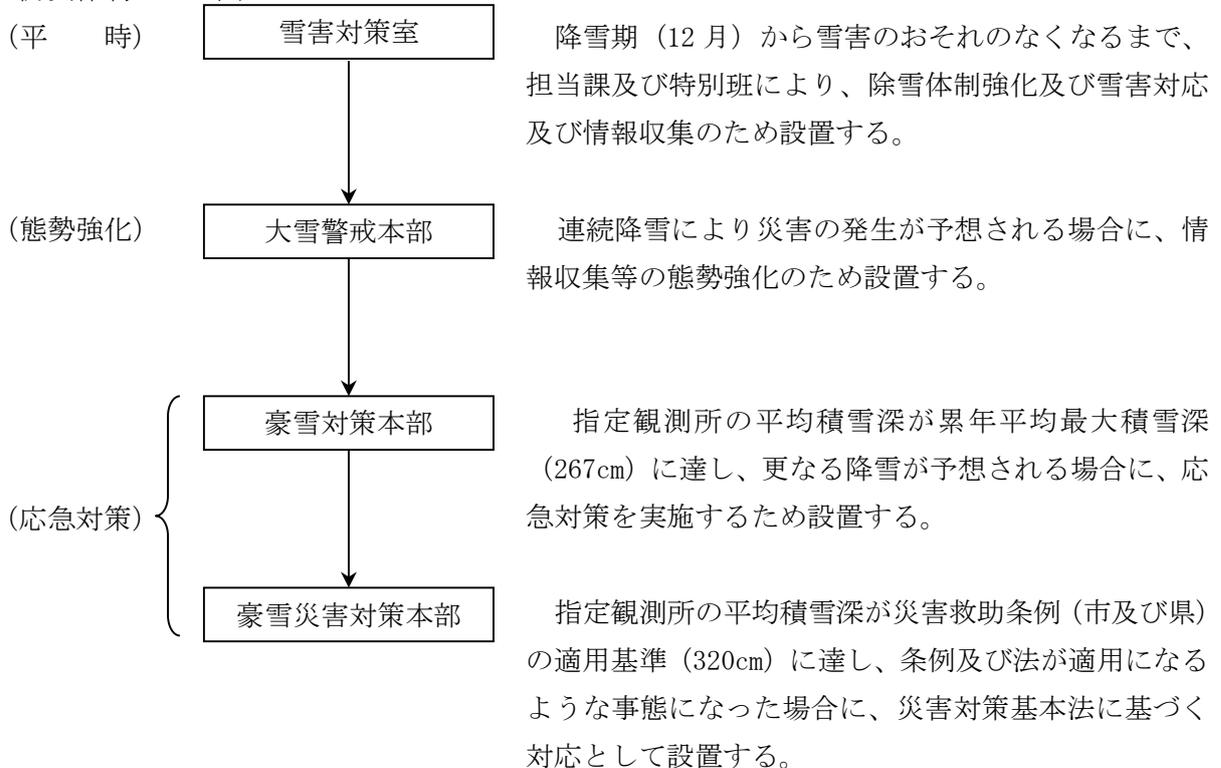
異常豪雪により市民生活に重大な支障が生じ、災害救助条例及び災害救助法が適用されるような事態となり、市長が特に認めた場合は、本庁に「十日町市豪雪災害対策本部」を設置し、応急対策を実施する。(別表 14)

本部長は、応急対策が概ね終了し、災害の発生するおそれがほぼなくなったと認められるときは、豪雪災害対策本部を解散する。

豪雪災害対策本部を設置し、又は解散したときは、市長は県知事、防災関係機関等にその旨通知する。

※各支所においても、必要に応じ現地対策本部、現地災害対策本部を設置する。(別表 14)

※防災体制フロー図



4 情報の収集

市内気象観測所(別表 12)における雪況を的確に把握し、適切な措置の基礎資料とするほか、異常降雪、なだれ等異常事態の発生に関する報告について、あらかじめ市政事務協力員等に周知徹底しておくものとする。

5 応急救助

(1) 災害救助法及び新潟県災害救助条例の適用

異常豪雪に際し、次に掲げる基準に達するときは、市長は災害救助法及び新潟県災害救助条

例の適用について、県知事に協議するものとする。(十日町市災害救助条例が適用されていることが条件)

豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し、応急救助をする場合の運用基準

ア 災害救助法の適用基準

- (ア) 市の指定観測所(十日町市高山、川西ダム、上山児童遊園地、松代支所、松之山支所)の平均積雪深が基準積雪深(267cm)の1.3倍(347cm)程度に達した場合
- (イ) 積雪深は(ア)の状態に達しないが、市の指定観測所平均日降雪量の連続2日合計値が200cm以上、又は連続3日合計値が250cm以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪おろしが必要であるような事態が生じた場合
- (ウ) 積雪深、降雪量は(ア)、(イ)の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいはなだれによる住家倒壊のおそれがある等の場合
- (エ) (ア)、(イ)又は(ウ)に定める事態のほか、社会的秩序の維持・保全のため緊急な公的介助が必要と認められる場合

イ 災害救助法による救助項目

降雪災害の様態に応じ「障害物の除去(屋根雪おろし)」「避難所の設置」「給水・炊出しの実施」等必要な救助を実施する。

ウ 災害救助法による救助対象者

救助項目のうち「障害物の除去」については、生活保護法による被保護世帯及び市民税が均等割額以下の要援護世帯等であって、自らの労力、資力(他人に委託できない低所得者)によってこれを行うことができない世帯及び扶養義務者の支援を受けられない世帯に限るものとする。

エ 新潟県災害救助条例(第6条・市の行う救助に対する費用負担)の適用基準

災害救助法が適用されない程度の豪雪に際し、市長が特に認めて市条例に基づき救助を実施した場合は、新潟県災害救助条例第4条の規定に基づく協議(以下「4条協議」という。)がなされた場合に限り、県は新潟県災害救助条例第6条を適用し、救助に要した費用の一部を負担する。

(4条協議に応じる場合は、次のとおり)

市の指定観測所の平均積雪深が概ね200cmを超え、基準積雪深の1.2倍(320cm)程度に達した場合

オ 市町村合併に伴う特例

市指定観測所の基準が、アの(ア)若しくは(イ)又はエの基準を満たさない場合でも、旧市町村の区域別の指定観測所が基準を満たしていれば、旧市町村の区域ごとに災害救助法及び新潟県災害救助条例を適用する。

カ 旧市町村の区域別の観測所基準積雪深並びに災害救助法及び災害救助条例基準積雪深

(単位：cm)

旧市町村区域別の指定観測所		5区域指定観測所基準積雪深(※1)		旧市町村区域別基準積雪深(※2)	旧市町村区域別		
		市・県条例	災害救助法		市・県条例基準(※3)	災害救助法基準	
旧十日町市	十日町市高山	267	320	347	217	271	282
旧川西町	川西ダム				249	311	323
旧中里村	上山児童遊園地				258	309	335
旧松代町	松代支所				273	327	354
旧松之山町	松之山支所				332	365	431

※1 5区域指定観測所基準積雪深とは、各年(昭和50年度～平成16年度)における各観測点の最大積雪深の合計を観測点数で除したものの(各年平均最大積雪深)を累年で平均したもの

※2 旧市町村区域別基準積雪深とは、各年(昭和50年度～平成16年度)における旧市町村区域内の観測点それぞれで最大積雪深の合計を累年で平均したもの(※新潟県設定)

※3 基準積雪深に対する倍率が次に定める程度に達した場合、市・県条例を適用する。

ア 基準積雪深が250cm未満の場合は1.25倍

イ 基準積雪深が250cm以上300cm未満の場合は1.2倍

ウ 基準積雪深が300cm以上の場合は1.1倍

(2) 十日町市災害救助条例の適用

次の適用基準を満たす場合は、十日町市災害救助条例を適用し、応急救助を行う。

ア 十日町市災害救助条例の適用基準

豪雪災害において、十日町市災害救助条例を適用する際の判定基準は次によるものとする。

(ア) 市の指定観測所(十日町市高山、川西ダム、上山児童遊園地、松代支所、松之山支所)の平均積雪深が基準積雪深の1.2倍(320cm)程度に達した場合

(イ) 積雪深は(ア)の状態に達しないが、市の指定観測所平均日降雪量の連続2日合計値が200cm以上又は連続3日合計値が250cm以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪おろしが必要であるような事態が生じた場合

(ウ) 積雪深又は降雪量は、(ア)、(イ)の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、又はなだれによる住家倒壊のおそれがある等の場合

(エ) (ア)、(イ)又は(ウ)に定める事態のほか、社会的秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要が認められる場合

イ 十日町市災害救助条例制定年月日

平成17年4月1日

ウ 市町村合併に伴う特例

災害救助法及び新潟県災害救助条例の運用基準の一部改正(市町村合併に伴う特例措置)に基づき、十日町市災害救助条例の適用基準においても、市の指定観測所がアの(ア)又は(イ)

の基準を満たさない場合でも、旧市町村の区域別の指定観測所が基準を満たしていれば、旧市町村の区域別に十日町市災害救助条例を適用する。

※指定観測所は、5(1)カによる。

6 冬期集落安全・安心確保対策事業の実施

住民の過疎化及び高齢化が著しく、集落機能の維持に支障が生じている集落を対象に、住民の安全と生活環境の維持向上を図る目的で、冬期集落安全・安心確保対策事業を実施する。(別表 13)

ア 業務内容

- (ア) 国県市道を除く集落内生活道路の未除雪区間の除雪
- (イ) 要支援高齢者世帯等の除雪援助
- (ウ) 公共施設、公共的施設の除雪
- (エ) 要支援高齢者世帯等の見回り
- (オ) 要支援高齢者等の医療機関への送迎(緊急時に限る)
- (カ) 集落内巡視(雪崩危険箇所、道路、空き家等)
- (キ) 除雪ボランティアの受入

イ 事業実施期間

12月1日～翌年3月31日(4か月)

7 道路交通の確保

(1) 除雪計画の概要

本市区域内の除雪路線は、「令和5年度冬期道路交通確保計画書」(除雪事業)(新潟県十日町地域振興局地域整備部)により除雪を実施する路線(積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に基づく指定路線中、特に交通確保を必要と認めた路線)と、これに連絡する主要市道、1・2級幹線市道、集落と集落を結ぶ市道、幹線市道と集落を結ぶ市道及び市有公共施設に通ずる路線等とする。

(2) 除雪路線

市道除雪路線は、平時確保路線と緊急時確保路線に分ける。この場合において、緊急時とは短時間に異常な降雪があり、平常時における除雪対策では道路交通の確保に著しく支障をきたすおそれがある場合をいう。

ア 平時における除雪

除雪担当課長(建設課長、支所においては地域振興課長、農林建設課長)の指揮のもとに除雪を実施する。

イ 平時から緊急時への移行

緊急時への移行は、豪雪対策本部会議の構成職員が除雪の状況を勘案し、これを決定する。

ウ 緊急時における除雪

除雪班長(建設課長、支所においては地域振興課長、農林建設課長)の指揮のもとに除雪を実施するが、市長が特に必要と認め、豪雪災害対策本部を設置したときは、本部長の指揮

による。

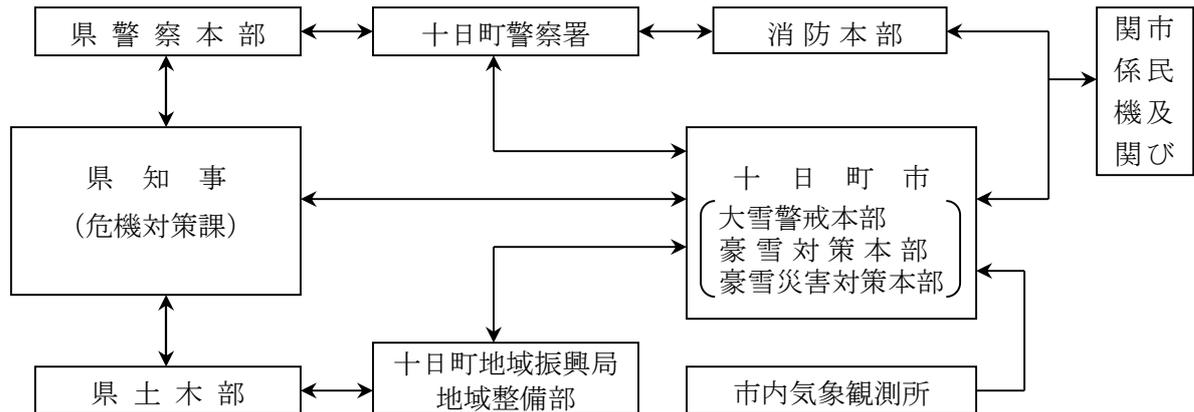
緊急時においては、除雪体制の強化を図るため次の措置を講ずる。

(ア) 除雪機械等の借上げ及び他機関への応援要請

市は、現有除雪機械の除雪のみでは道路交通確保に著しい支障をきたすと認められるときは、除雪機械及びオペレーターの借上げ、他機関への応援要請等の措置を講ずるものとする。

(イ) 情報連絡の強化

市は概ね次により情報連絡の強化を図るものとする。



(3) 除雪実施要領

ア 平常時における除雪

除雪路線は、当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じてこれを次の種別に区分し、別掲除雪計画表のとおり除雪を実施する。

(ア) 十日町地域振興局地域整備部における、除雪実施要領の区分及び除雪目標

(別表1、5～8、10別図1)

第1種・・・2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。

異常降雪後約5日以内に2車線を確保する。(日交通量の標準1,000台/日以上、異常降雪とは50cm/24h程度以上の降雪をいう。以下この項において同じ。)

第2種・・・2車線の幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には約10日以内にて2車線又は1車線の確保を図る。(日交通量の標準500台～1,000台/日未満)

第3種・・・1車線の幅員確保で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。(日交通の標準500台/日未満)

(イ) 十日町市の除雪路線区分及び除雪目標 (別表2～7、9、11、別図2、3)

第1種除雪・・・2車線又は1車線以上の幅員確保を目標とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時には降雪後5日以内に2車線又は1車線確保を図る。12月～2月までは10cm、その他の期間は15cmの降雪

で出動する。

第2種除雪・・・1車線確保で必要な待避所を設けることを原則とする。ただし、機械押出作業による除雪が困難になった場合は、一時交通不能となってもやむを得ない。12月～2月までは10cm、その他の期間は15cmの降雪で出動する。

消雪パイプ除雪・・・消雪パイプ及び消雪栓による除雪

流雪溝除雪・・・関係町内会等の人力等による流雪溝への投入による除雪

生活道路協働除雪・・・関係町内会等地元団体と協力し、交通確保を図る。

春割除雪・・・冬期間除雪していない市道を、春に行う除雪。

圧雪・・・新積雪深30cm以上となった場合及び積雪状況によっては、必要に応じ大型ブルドーザー、大型雪上車で圧雪を行う。

歩道除雪・・・歩行者の安全のため、歩道の確保を図る。15cmの降雪で出動する。

イ 緊急時における交通確保路線（別表6）

異常降雪により緊急に交通確保を行う路線を別掲のとおり指定する。

(4) 市街地（人家連担地区）の除雪

市街地除雪のうち、人家連担地区については円満な除雪実施のため次の体制を整えておくものとする。

ア 異常降雪時の屋根雪おろし対策

(ア) 異常降雪時のため緊急屋根雪おろしを必要と認めたときは、国県道においては十日町地域整備部と協議して、除雪計画に関連する屋根雪おろし実施期間を明示し関係町内及び流雪消雪施設運営協議会等に対し、一斉雪おろしについて協力を要請するものとする。

(イ) 一斉雪おろし実施に伴う臨時交通体制について、あらかじめ十日町警察署に要請するものとする。

イ 除雪作業後の屋根雪おろしによる堆雪の後片付け対策

除雪作業完了後、再度屋根の雪おろしによる交通不能又は障害をきたさぬよう、あらかじめ指導するとともに、交通に支障をきたすと認めたときは、当該除雪責任者に対し、その雪を片付けるよう勧告するものとする。（十日町市雪処理に関する条例第8条参照）

ウ 雪捨場の選定

雪捨場の選定にあたっては、特に補償の問題を考慮のうえ、事前に関係機関を通じて十分協議して慎重に選定するとともに、関係地域住民に対しては、その位置を周知して、みだりに河川へ雪を捨て、溢水等の災害を引き起こさぬよう配慮するものとする。

エ 流雪溝設置地区の除雪

各地区の流雪溝運営計画に基づき、除雪するものとする。各流雪溝運営協議会長は除雪にあたって次の措置をとるものとする。

(ア) 関係機関との連絡強化

(イ) 屋根雪おろしの一斉実施（アに準ずる。）

(ウ) 流雪溝への投雪統制による溢水災害の防止

(エ) 除雪作業完了後の屋根雪投下後の後片付け（イに準ずる。）

オ 消雪パイプ設置地区の消雪

各地区の消雪パイプ運営計画に基づき、消雪するものとする。各消雪パイプ運営組合長は運営にあたって次の措置をとるものとする。

(ア) 関係機関との連絡強化

(イ) 屋根雪おろしの一斉実施（アに準ずる。）

カ 屋根雪おろしについての広報

新潟県道路交通法施行細則第13条第1項で、道路上に雪を捨てることを禁止されているが異常降雪によりやむを得ず雪を落とし、また路側へ積み上げる場合は極力道路交通の支障にならないように、かつ、天候の回復を待って速やかに片付けるように市民広報を行い、自発的協力を要請するものとする。

(5) 冬期間における一時的交通規制の実施

十日町警察署は、冬期間において、雪崩・交通事故等により道路障害が発生した場合、初期段階において道路における危険防止のため、一時的に、通行止め・一方通行・片側交互通行の交通規制を実施する。

その後、道路管理者及び関係機関に引き継ぐものとする。

8 飯山線の運行

(1) 除雪体制

間合を確保して実施する。

ア 線路の除雪

機械除雪により実施する。

イ ホームの除雪

駅社員及び除雪作業員が除雪用具等を用いて実施する。

(2) 列車の運転規制

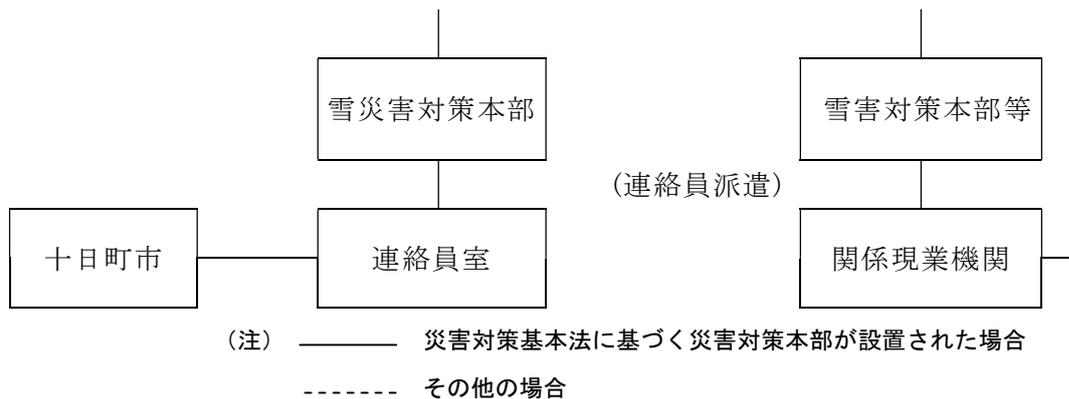
降積雪の状況に応じて列車の運行を規制する。列車の運転休止を実施するにあたっては、輸送力の早期正常化を図るため、除雪作業の優先実施と必要最小限の輸送力を確保することを重点とする。

(3) 雪害対策本部等の設置

降積雪による大きな輸送障害が広範囲に発生し、拡大が予想される場合には、必要により新潟支社内に設置される雪害対策本部や長岡地区などの関係箇所と情報の共有化を図り除雪を主軸とした対応を行い、復旧及び警戒態勢をとるものとする。

【組織系統図】





9 ほくほく線の運行

(1) 除雪体制

列車を運行していない夜間、早朝に集中して行う。

ア 線路の除雪

スプリンクラー、電熱による融雪及び除雪車両により排雪を行う。

イ プラットホームの除雪

旅客の乗降場所を確保するため、駅係員が除雪用具によりホーム除雪を行う。

(2) 運転規制

輸送障害を最小限に止めるため、次のような段階的運転規制を行う。

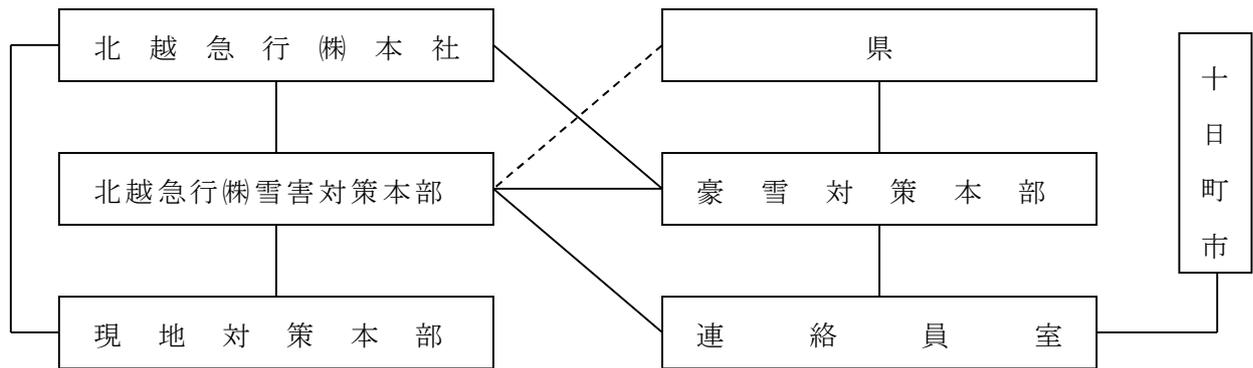
雪害時運転規制標準

段階	降積雪の状況	線路の状況		MR排雪 (ラッセル)	運転規制	
		本線	側線		運休	増結
第1次	降雪量 1日 40cm～60cm 又は毎時 5cm を超え 6時間以上降り続けているとき。	確保	確保	9時間ごとに排雪を行う。	降積雪の状況及び列車の運行状況等を勘案し、輸送への影響が比較的軽微なものから順次運休するものとする。	必要により増結手配を行うものとする。
第2次	降雪量 1日 60cm～80cm 又は毎時 7cm を超え 4時間以上降り続けているとき。	確保	確保	6時間ごとに排雪を行う。		
第3次	降雪量 1日 80cm 以上、又は毎時 10cm を超え 3時間以上降り続けているとき。	主本線全部と輸送力確保に必要な最小限の副本線を確保する。	輸送力確保に必要な最小限の側線を確保する。	4時間ごとに排雪を行う。		

(3) 雪害対策本部等の設置

状況により災害対策本部、現地対策本部を設置する。

(系 統 図)



(注) _____ 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合
 ----- その他の場合

10 バスの運行

越後交通株式会社、南越後観光バス株式会社、東頸バス株式会社は、計画除雪路線について、関係機関と協力し、極力定期バスの運行を図るものとする。

11 なだれによる事故防止

(1) なだれ発生危険箇所の監視・警戒

ア 危険箇所の監視・警戒

なだれ発生危険箇所については、関係機関及び地域住民において適時に監視・警戒を行う。特に主要な道路・通学路・家屋・公共施設等が近接している危険箇所については、十分な監視・警戒を行い、なだれの早期発見に努め、事故防止を図るものとする。

イ 標識の設置

なだれ発生危険箇所を住民に周知させるため、関係機関は主要道路、通学路を重点として必要箇所に危険標識を設置するものとする。

ウ 事故防止

関係機関はなだれ発生の危険がある場合は、避難及び部分的な雪庇落とし・踏固め、交通規制等必要な措置を講ずる。

(2) なだれ発生に伴う応急対策

なだれ発生により道路交通に支障をきたした場合は、当該道路管理者において応急対策を講ずるものとし、必要に応じ、消防団等の出動を要請するとともに、関係機関へ交通規制等の連絡を行う。

家屋に被害が及んだ場合は、人命救助を最優先にしながら、関係機関と連携の上、応急対策を実施する。また、家屋の滅失戸数等が災害救助法及び市・県災害救助条例適用基準を満たす場合は、法及び条例による救助を実施する。

12 電力の災害対策

(1) 配電線路の災害対策

ア 予防措置

東北電力ネットワーク(株)十日町電力センターは、樹木の接触による配電線事故防止のため樹木所有者の承諾を得て、伐採等所要の措置を行う。将来的には国の「重要インフラ施設周辺森林事業」の活用も視野に入れ、森林管理者、自治体（森林組合を含む）との協議を進め、事前伐採に取り組む。

支持物については、腐朽した設備の取替、冠雪防止対策工事、支線融雪ヒートパイプの取付等を実施する。

イ 防災体制の区分

非常災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための防災体制は次の区分による。

防災体制の区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(注)「警戒体制」は、第1非常体制の前段階の体制として位置づけ、運用する。

13 電話回線の災害対策

(1) 災害復旧体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害対策本部等の設置基準に従い災害規模に応じた体制を構築する。

ア 要員・・・災害の規模により自支店のみで確保できない場合は、広域体制により要員を確保する。

イ 資材・・・復旧する工程が大きく、保有する資材に不足が生ずると予想した場合は、すみやかに資材の調達を行う。

(2) 電話回線の復旧

電話回線に重大なる支障が発生した場合は、通信の途絶を防止し、非常連絡用通信を確保するとともに、重要回線から逐次復旧を行う。

14 食糧対策

市内米穀取扱業者等の協力を得て調達をするものとするが、相当長期間にわたり輸送が途絶し、不足が明らかになった場合は、県、他市町村、協定市等に要請を行うとともに、必要に応じ、県に対しヘリコプター等による緊急輸送等の措置を要請するものとする。

また、協定締結事業所等の保有する食糧等を活用し、被災者への迅速な供給に努める。

なお、孤立可能性集落については、最低7日分の食糧等を確保しておくよう指導する。

15 燃料対策

家庭用、工業用及び自動車用燃料については、あらかじめ各家庭、燃料供給業者等に対し、所

要量を備蓄するよう周知に努める。異常降雪のため、市長が緊急調達の必要があると認めたときは、緊急輸送手配により調達確保を図るものとする。

16 衛生対策

(1) 急患発生対策

異常降雪等により交通が途絶し、救急車による搬送が困難な場合は、優先的に除雪車等による搬送経路の確保を行う。また、状況に応じてヘリコプター等を利用した医療施設までの患者搬送を行う。

(2) 医薬品確保措置

無医地区については、あらかじめ自主防災組織や各家庭に救急薬品を常備するよう指導する。

(3) ごみ処理対策

ごみステーションについて、ごみ収集作業に支障が生じない場所への降雪期前の移動及び冬期間の除雪など収集作業を円滑に行えるよう各町内へ管理の徹底を図る。

また、異常降雪によりごみ収集が困難となった場合は、防災行政無線等により各町内へ周知を行う。

(4) し尿処理対策

し尿定期収集により、降雪期前の計画的な汲取り作業を実施する。

また、消雪用水等が便槽に流入し汚水の流失が発生した場合は、速やかに汲取り作業を行う。

(5) 水道の維持管理

本市は水道水源の多くを地下水に依存しており、降雪期において特に浅井戸が渇水状態となる恐れがあることから、取水量を適正に管理し、常に清浄で安定的な給水が可能となるよう努める。必要に応じて、水道水の適正な使用について住民への周知を図るとともに、厳冬期にはメーター、蛇口など給水装置の凍結防止に関して注意喚起を行うこととする。

また、除雪機械等による消火栓の破損が懸念されるため、関係機関と協力・連携して、この保護と事故防止に努める。

17 公害対策

屋外の灯油タンクや配管を雪による破損から保護するなど適切な管理に努める。

また、油の流失が発生した場合は、速やかに流失の防止に努める。

18 学校等（園児、児童、生徒等）の安全対策

園児、児童、生徒等の安全を確保しながら保育、授業の完全実施を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 通学道路の確保

除雪等により通学道路を確保するとともに、集団登校及び必要に応じて集団下校を行い、通学路及び帰宅時の安全を確保する。状況によっては教職員、施設職員又は保護者がこれを誘導

するよう措置するものとする。

また、なだれ発生等に伴う交通規制が発生した場合は、関係機関と連絡調整を行い、通学路及びスクールバス運行経路の変更等により、保育、授業の実施を図る。

公立の保育施設においては、除雪等により園児送迎のための駐車スペースの確保に努める。

なお、私立の保育施設等についても同様の対応を要請する。

(2) なだれ危険箇所の把握

なだれ危険箇所の状況を関係機関や関係各課と情報共有し、なだれ発生のおそれがあると判断した場合は、安全な迂回路を通るよう指導する。

(3) 校舎等の落雪事故防止

屋根から落下する雪、つらら等による事故を防止するため、校舎及び体育館等の点検・整備を行う。

(4) 学校及び保育施設の給食物資等の確保

学校及び公立保育施設の給食物資等の確保と保管について十分配慮し、豪雪時においても正常な給食の提供ができるよう努める。

なお、私立保育施設等についても同様の対応を要請する。

(5) 雪害に対する予備知識

学校などにおいては、児童・生徒等に対して雪害の予備知識を与えるとともに、雪道での交通安全指導を行う。

なお、除雪機械への事故防止について十分指導を行う。

19 建物除雪

(1) 公共建物

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪措置をとるものとするが、異常降雪時は施設管理者の要請により、市長が緊急除雪についての所要の調整を行うものとする。

(2) 学校及び保育施設

学校及び公立保育施設の設置者は、校舎及び屋内運動場等の屋根の除雪について、除雪計画を立てて日常の管理者（校長等）と連絡を保ち実施の徹底をするとともに、次の措置をとるものとする。

なお、私立保育施設等についても同様の対応を要請する。

ア 大雪警報等気象情報が発令された場合の警戒・伝達体制、除雪のための動員体制及び休憩・休業中における管理体制を確立し、臨機に対処できるよう措置するものとする。

イ 屋根の積雪量に注意し、雪おろしの時期を失わないよう徹底を図るとともに、鉄筋・鉄骨造りの建物について、設計上の許容量に達するおそれのあるときは、直ちに雪おろしを行うものとする。

(3) 一般建物

市は、建物の融雪・耐雪構造を推進し、屋根雪除雪の軽減、家屋倒壊防止を図り、ひいては

道路除雪の円滑化を図るものとし、当面の一般家屋の除雪は次によるものとする。

ア 除雪・積雪の状況により、市政事務協力員、町内会長等を通じて、一斉屋根雪おろしを奨励し、家屋倒壊防止に努めるとともに除雪後の避難路の確保についても指導を行う。

イ 要援護世帯等については、民生委員児童委員をはじめとする地域関係者の協力を得て、除排雪の要否確認に努めるものとする。

市は十日町市要援護世帯除排雪援助事業実施要綱に基づき要援護世帯（高齢者を含む。）等に対し、民生委員児童委員の協力を得た中で、規程上の除排雪費用を援助する。

ウ 無人家屋や車庫等が積雪により倒壊等のおそれがある場合は、所有者等に対し雪おろし等の実施を促す。

20 農道、苗代等の消雪・融雪

異常降雪時においては、機械除雪や消雪促進剤散布等必要な消・融雪対策支援の実施により苗代設置等の遅延防止を図るものとする。

21 地すべり地域の警戒

地すべり危険地域においては、特に融雪期にその監視・警戒の強化を図り、融雪水の浸透を助長し、地すべりの誘因となるものについては、早期にこれを除去するよう努めるものとする。

22 地震対策

地震における安全を図るため、次の措置をとるよう配慮するものとする。

- (1) 屋根の早期除雪
- (2) 避難口確保のため家屋周辺の除雪
- (3) 火災予防措置
- (4) なだれ危険箇所等の早期除雪